

2025年6月5日

桐生市長
荒木 恵司 様

桐生市生活保護違法事件全国調査団
代表 井上英夫

問い合わせ先 〒160-0022 東京都新宿区新宿5-12-15 KATOビル3階
全国生活と健康を守る会連合会内
電話 03-3354-7431 FAX 03-3354-7435

桐生市生活保護行政が真に生まれ変わるための要望書

私たち桐生市生活保護違法事件全国調査団は、さる3月28日に公表された「桐生市生活保護業務の適正化に関する第三者委員会報告書」（以下「報告書」という。）について、第1に、「不適切3事例」が違法と評価されたことは高く評価しつつも、第2に、検討された3事例は氷山の一角といえ、生活保護を利用できなかったことによる被害者への救済を早急に行う必要があること、第3に、報告書には、金銭管理団体への不十分な調査に基づく不十分な評価、また、生活保護辞退による保護廃止など全く検討されていない点などが少なくなく、引き続き、調査と原因究明が必要なこと、第4に、報告書の提言事項を着実に実施することが重要であることなどを表明した。

今般、報告書についての当調査団の見解を明らかにするとともに、報告書公表後2カ月余り経過するなか、本事件に関する桐生市の対応等を踏まえ、現時点で新たな要望書を桐生市に提出するものである。

記

1 報告書公表後の桐生市生活保護行政について

（1）一連の事件に関する職員への処分については、市民の生存権を長期にわたって違法に侵害した事案の重大性からみて軽きに失するため見直すこと。また退職者も含め必要な対応を行うこと（カッコ内の数字は報告書の頁）

【理由】

市長以下、現職の関係者については一定の処分が行われた。しかし、事案の経過や結果の重大性からみて、処分は軽きに失し、利用者をはじめ市民の理解は到底得られない。特に、10年間で保護利用者、保護率が半減した問題や不適切3事例において重要な役割を果たした幹部職員については全く処分がなされないままである。退職したからといって重大な責任が明白な職員が「お咎めなし」ということは許されない。少なくとも、市は当該職員の行為がどのような懲戒処分に該当するかの認定を行い、退職金の自主返納を促すなどの対応を行うべきである。

なお、報告書では「分割支給をするという判断は、査察指導員以上の職位にある者が指示していたことが判明している」（群馬県特別監査結果）(65)と幹部職員の関与が明確に認定されている。

（２）市保管の認印を用いた保護費受領の押印等、利用者の同意がなく、架空の日に行われたこれらの行為について、市としても調査の上、刑事告発を行うこと

【理由】

報道によれば、2025年5月21日、市は「組織の問題が大きい」として職員個人の刑事告発はしないことを表明したという（2025年5月22日毎日新聞）。しかし、市保管の1948本の認印の使用は84件に及んでいる（第1回委員会議事録、2024年3月27日）。報告書は、保護費の受領印は、「CWが、福祉事務所に保管されていた認印（同姓のもの）を用いて、受領印に押印して処理していた」ものであり、保護費を受領した旨の日付は「まったくの架空の日付である」と認定し（61）、委員会として「驚きを禁じ得ない」（61）。1948本の印鑑の保管は「非常に驚愕すべきこと」（62）としていた。市は自らの組織のウミを出し切るために個人の刑事責任についても調査し刑事告発等必要な措置をとらなければならない。

（３）国賠訴訟については、さる3月28日の市長コメントにしたがって、裁判において原告の請求を認める「認諾」（被告が原告の請求を認め、これに従う義務があることを示すこと）を表明し、原告に謝罪すべきこと

【理由】

さる5月16日の裁判期日において、市側は従前どおり原告の請求を争う姿勢を維持した。しかし、市側のこの態度は、3月28日の市長コメント「桐生市を被告とする国家賠償請求訴訟につきましても、本報告の内容を踏まえまして、訴訟委任している代理人弁護士とも協議のうえ、適切に対応をまいります。」に反する。市長コメントにしたがって認諾し訴訟を早期に集結させ、原告に謝罪すべきである。

2 桐生市生活保護行政による被害者の救済

第三者委員会へ寄せられた情報提供を念頭におき、これまでの桐生市生活保護行政による被害者を救済するため、市主催の緊急生活相談会等を開催し、生活保護などの適用をはじめとする救済を最大限行うこと。

【理由】

委員会へ寄せられた情報提供（2025年1月6日～同年1月24日実施。100件超の情報が寄せられ、生活保護に関する100件が公表された。2025年3月14日第8回第三者委員会会議資料）は、短期間の募集期間であったにもかかわらず、水際作戦（25件）、暴言・威圧的言辞・恫喝（25件）など、市職員からの情報も含む生々しい事例が多数寄せられた（内容分類等は、当調査団の見解（4頁）を参照）。これらの情報提供について、報告書は「桐生市福祉事務所は、当委員会への情報提供が多数寄せられた事実を、市民等による行政監視の警鐘として、重く受け止めるべき」（85）とし、「当委員会に寄せられた情報提供の内容、あるいは、近時になって報道された桐生市福祉事務所における生活保護行政の不適切さがうかがわれる事例」を踏まえ、「これらの課題の改善に取り組む姿勢を市民に示していただきたい」（92）としている。

3 報告書での検討が不十分であった点、また報告書で全く検討されなかった事項について引き続き調査、原因の究明を行い、改善策を示すこと

（1）報告書では不十分だった課題

ア 保護申請権の侵害に関わっては、「生活保護開始決定時の決裁慣行」（71）や「生活保護開始とまらない対応を推奨するかのような雰囲気」（同）の原因や組織的指示等の解明を行うこと。

イ 金銭管理団体については、被害者からの聴き取り等の調査を行い、実態解明を行うこと

（2）報告書では未検討に終わった課題

ア 保護辞退による保護廃止数の多さ

イ 施設入所による保護廃止数の多さ

ウ 家計簿提出を保護継続の条件としていた問題

エ 通院移送費の異常な少なさ

オ 警察官OBの多さと業務内容の検証

4 報告書の提言事項を着実に実施すること

(1) 再発防止策を計画、実施する上での基本的スタンス

報告書は再発防止策の冒頭で、再発防止策は「桐生市福祉事務所そのものの組織的な対応を、法令等に従った執行体制とするように刷新すること以外には考えられない」(84)と強調する。情報提供に示された「自らが法」と言わんばかりの傲慢な考え方の一掃が再発防止策の大前提であることを市は肝に銘じなければならない。

(2) 報告書が提案する再発防止策をはじめとする改善・改革策の着実な実施

- ア 情報提供の要望に応えること (85) (注) 要望2の再掲。
- イ すべての窓口相談の録音、録画 (86)
- ウ 生活保護利用者等を支援する体制の整備 (セカンドオピニオンを聴ける体制を作る。福祉事務所外に「包括的なサポートを行う部門」を作る) (88)
- エ 「生活保護行政の健全化のための道程を記す五か年計画」を策定し、その指標到達の検証のために審議会、会議体を設置する。会議体には複数の市民委員、「生活保護利用当事者を含めて選定する」(90)
- オ 公益通報制度の運用 (91)
- カ 警察官OBを保護担当部門に配置しないこと (本調査団による追加項目)

(3) 生活保護業務を外部から監視、監査する体制、組織の確立

- ア 第三者委員会に類似する体制、例えば、「桐生市福祉事務所の生活保護業務執行に関する継続的な外部的な視点からの監視体制 (恒常的なもの) の導入」(89)。
- イ 「コンプライアンス委員会」等生活保護業務を外部から監査する会議体を創立し、当分の間、生活保護利用者アンケート等を実施する(90)。

(4) 以上の提案項目の着実な実施のため市役所内に実施本部等を設置し、進捗状況について市民へ適時の公表を行うこと。

併せて、生活保護利用者及び市民に対して、市の生活保護行政についてのアンケートを行い、その結果を踏まえて改善策を実施すること。

以上